

平成25年9月30日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 消費税転嫁対策法 10月1日より施行

—平成25年10月1日以後、事業者の税抜価格表示も可能に—

### ◎消費税転嫁対策法とは

平成26年4月、平成27年10月の消費税率の引上に際し、中小事業者及び大規模小売事業者への納入業者が不当な負担を負うことなく円滑に消費税を転嫁できるよう、また価格表示について消費者の誤認を防ぎ、事業者の負担を軽減するために平成25年6月5日制定された特別措置法。

### ◎平成25年10月1日より施行・・・「価格の表示に関する特別措置」

現行では価格表示は消費税を含んだ「総額表示」が義務付けられていますが、税率引上に伴う価格表示変更の事務負担の軽減ため、10月1日以後は次の表示も認められます。

例1) \*\*円(税抜)、\*\*円(本体価格)、\*\*円+税

例2) 個々の値札には、「\*\*円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者の目につきやすい場所に、明瞭に「当店の価格はすべて税抜価格となっています。」といった掲示を行う方法。

### ◎平成26年4月1日より施行

#### (1)「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置」

平成26年4月1日以後の取引につき、消費税分を値引する等の広告宣伝は禁止されます。

禁止例)「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担します」「消費税率上昇分値引します」「消費税相当分ポイントが付きます」

許可例)「春の生活応援セール」「3%値下げ」「3%還元」「3%ポイント還元」「8%還元セール」「8%ポイント進呈」「10%値下」

#### (2)「消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置」

平成26年4月1日以後の取引につき、大規模小売事業者及び中小事業者を取引相手とする事業者法人は消費税の転嫁を拒む次の行為が禁止されます。

- ① 減額…本体価格を当初契約より減額し消費税の転嫁を拒否
- ② 買ったとき…本体価格を通常より低く定め消費税の転嫁を拒否
- ③ 商品購入、役務利用または利益提供の要請…消費税の上乗せに応じる代わりに商品の購入・役務の利用、経済上の利益の提供をさせる
- ④ 本体価格での交渉拒否
- ⑤ 報復行為…①～④の行為を公正取引委員会に通知したことを理由とする不利益な取扱

#### (3)「消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置」

平成26年4月1日以後の取引を対象とした、事業者・事業者団体が行う、消費税の転嫁方法の決定、消費税の表示方法の決定に係る共同行為は独占禁止法の適用除外となります。